

日本経営システム学会倫理規範

日本経営システム学会は、絶えず未来思考的な姿勢で企業経営の諸問題をとらえ、経営を工学、情報、社会科学の横断的視点からデザインすることを表明し、グローバルな視野を持って経営システム分野の研究を進め、現実的で有効な思考と手法の開発に貢献することを使命としている。この使命のもとに、本学会会員（以下会員という）は、学会の活動においては、国際的に認められた規範、規約、条約と国内の関連する法令とともに、次の倫理規範を遵守する。

第1条 研究の姿勢

会員は、学術と社会の発展に寄与するための専門研究に従事し、専門知識の維持・向上・普及に努める。また、自己の専門研究が及ぶ範囲を自覚し、他分野の専門研究についても尊重しなければならない。

第2条 社会的責任の自覚

会員は、所属する組織ならびに社会への責任を負う主体として、言動に責任をもたなければならない。また、研究の意義を積極的に社会に向けて説明し、その研究成果が社会や人々の生活に与える影響について中立性・客観性をもって公表しなければならない。

第3条 公平性の確保

会員は、人種、国籍、思想、宗教、性、年齢、障害、地位、所属等による差別をせず、個人の人権と人格を尊重し、公平に対応しなければならない。

第4条 知的財産権の尊重

会員は、研究にあたり、他者の知的財産権と知的成果を侵害しないよう細心の注意を払わなければならない。また、著作物等の知的財産権を利用する場合は、ルールに則って必要な手続をとらなければならない。

第5条 個人情報の保護

会員は、他者人格の尊重やプライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、データ、情報等で個人を特定できるものは漏洩、不正譲渡、開示をしないように厳重に管理しなければならない。

第6条 安全への配慮

会員は研究にあたり、事故等が発生しないよう災害防止に努め、安全配慮に最善を尽くさなければならない。また、ハラスメントを予防し、安全で快適な研究環境を整備しなければならない。

付記

1. 本規範の解釈および見直しについては、必要に応じて委員会を設置する。
2. 本規範は平成22年5月8日より施行する

平成22年5月8日制定